

## 声 明

福島県立大野病院において平成 16 年 12 月に腹式帝王切開を受けた女性が死亡したことに関し、手術を担当した医師が平成 18 年 3 月 10 日、業務上過失致死ならびに医師法違反の疑いで起訴された件につき当会の見解を公表します。

先ずはじめに、本件の手術で亡くなられた方、ならびに遺族の方々に喪心より追悼の意を表します。

このたび、冒頭病院の産婦人科医師によって行われた医療行為が業務上過失致死、医師法違反の疑いとして刑事事件を問われるに至ったことはきわめて遺憾であり残念であります。

当医師は何らの悪意もなく極めて難易度の高い手術を責任感をもって施行したものであり、その結果のみをもって刑事事件として起訴されるならば今後の医療界に多大の影響を及ぼす恐れがあります。

本件はまた、全国的な産婦人科医師不足という現今の医療体制にその根源があり、過重な負担に耐えて献身的に働いていた医師個人の責任を追及するにはなじまないものであります。

よってわれわれは本件を座視することはできません。

京都産婦人科医会 理事一同